海上朝日新聞號外

海員協會選擧對策聯盟の聲明

海員協會々報所載第二十八回定期總會についてなる珍紛漢の聲明に對して聯盟では直ちに左記の反駁聲明をなした

海員協會舊幹部の『第二十八回定期總會に就て』と稱する聲明書を批判す!!

海員協會役員選擧對策聯盟本部

海員協會第二十八回總會に關して舊理事者によつて配布されたるが如き一文『第二十八回定期總會について』なるものが發表された。何故起草、頒布者に對してかゝる疑問が存するかといふにこの一文には何人が發表頒布したかが明らかになつてゐない、協會現下の情勢はこの一文の發表の責任者が何人であるかを直ちに感得なし得るものではあるが、この重要な聲明、報告に對してすらその責任の歸屬を明らかにすべき署名を爲さぬといふ事はその當事者がこの文の内容に對して如何に自信を喪失してゐるかゞ覗はれるのであつてその衷情寧ろ憐むべきものがある。

勿論我々は今回惹起されたる協會改革刷新運動の主體をなすものであつて、事の正邪善惡理非曲直に關しては、全海員に對しては云ふまでもなく廣く社會一般に對して全責任を負ふものであるが故に、吾々と對立したる異見を有する前述の一文が舊幹部に依つて爲されたるものと斷定して左に一應の辯駁を試みんとするものである。固よりその内容に至つては既に決定したる世間周知の事實を殊更に牽强附會して非理を押し通さんとする斷末魔の『惡あがき』であつて一顧だに與ふる價値なきものではあるが、時節柄局外者には誤解を生ぜしめることなきやを慮り敢て聲明する所以である。

議事法を無視する者は誰ぞ

舊理事者は總會に於ける理事者の權限を誇大に主張し、盛んに議事法を擔ぎ出してゐるけれ共議事法に對して最も無知を暴露してゐる者は舊理事者の一派である。定款に於て特に規定せられざる總會に於ける手續、權能、形式等は議事法上の慣例によるべきは今更言ふまでもない事ではあるが、その權能を最も勇敢に無視し、その手續を最も多く誤つてゐるものは舊理事者ではないか。その一々に就いては後述するが今假りに

『委任狀審査に對し――理事者は審査の權限及び責任は理事者にあるを以て――云々』

といふ一文を取つて見ても彼等の理解が先づ以て議事法に對する無知を最も雄辯に表白してゐる事が知り得るのである。

理事者は總會の招集權及それに附帶する事務及總會執行までの手續を完了する義務と權限とを有する。然し一度大會が成立する義務に及んでは政府委員として總會に臨む權利義務を享有するもので總會執行機關ではない。故に總會成立の成否を決定すべき委任狀の效力を決定するものは總會の最高執行機關たる議長の職權である。總會成立の手續上理事者に於て委任狀等を整理するの事務上の權限を？認むるも最後の審査決定權は議長の權限に屬するものである。議長と、理事者との總會に於ける權限の範圍をも知らずして議事法を語る彼等は兵法を知らずして兵を語る足輕戰略の域を出づものでない。

委任狀問題

この問題に對しては我等は既に何回となく聲明してゐるのであるから敢て玆に附託するの要はないが議長が明瞭に審査委員に附託すると宣してゐるにも拘らず彼等が今以て『審査立會人であつて審査委員ではない』事を强調してゐるのである。委員と立會人との權限が如何に違ふのか諒解に苦しむが、假りに立會人には決定權を有せず委員は之れを有するものと解釋するとしても決定に對して正邪の意見を徴するものは立會人であるとすれば立會人多數の意見を無視して決定する事は許されぬ況してや議長は明瞭に『審査委員』と宣言し審査委員の報告に基き總會事務の延長たる委任狀の審査及表決を左の如く決定してゐるではないか

一、免黜被疑者の被委任狀及復委任狀は定款により之れを認めず。

二、表決權數　二、二五八票

内譯出席有權者數　三三八票

委任狀數　一九三〇票

役員處分に關する決議案の問題

總會に於て適法に上提されたる役員處分に關する決議案は左の通り絶對多數を以て原案通り可決確定されたる事は議長の報告書によつて明瞭である。

免黜を可とする者　一、八五二票

免黜を否とする者　四〇六票

之れに對して舊理事者は左の如くその無効を主張してゐる。

一、決議の内容が實質上無効且無意義なり。

二、議案として成立せざるものなり。

三、議事法上の手續違法なり。

といふのであるそして(1)に就て、被罷免者として指名したる者の内には定款第二十三條第二項の役員に非る者をも包含するを以てその全體が無効である。而も舊理事者は總會當日を以て任期滿了されるのであるから罷免決議は實質上無意義であると主張するのである然しながら提案理由の說明にもある如く定款所定の役員は、定款に依つて免黜し、定款に定めなき從業員の罷免は總會の決議を以てその罷免を理事者に要求したのである。

假りに百歩を讓つて役員に非る者の罷免要求は合理的にあらずとするも其爲に、役員の多數をも含めたる決議案全體が無効なりと言ふ理由は立たぬ今更となつてこんな三百的理窟を搜ね廻して逃れんとしてもそれは自らの墓穴を深め行く工作に過ぎない。(2)は定款第十四條は總會の議案は豫め相當な期間をおいて會員に通知すべき事を規定してあるが故に緊急動議は成立しない、それを議題にした事は議長の失態であると難じてゐる。

自己の非違を蔽はんが爲にへロ〳〵の邪劍は遂に温厚篤實な議長にまで及んだのである。彼等の解釋によれば如何なる場合でも理事者免黜の決議案なるものは總會に上提出來ず。理事者が如何に背德、不法行爲を爲すとも之れを罷免する事が出來ないことになりはしないか。如何に無知不識厚顏なる理事者と雖も自己の罷免決議を前以て議案として通知する事が實際問題としてあり得るであらうか。

何れにせよ、吾々は既に何回となく聲明した通り定款第十四條第二項には明らかに『何時にても免黜する事を得』といふ明文を存じてゐるのである。此の點に對して多く議論する必要はないのである。(3)に於ては動議は議題とすべきや否やを採決し讀會を經て表決に入るべきであるのに本案は提案者が說明したのみにて直ちに表決したのであるからその行爲たるや手續上違法であり決議案は無効であるといふのである。

然しながら實際に總會の議事を目擊した者は當時緊急動議なる者が成規の贊成者を得て成立してゐる事は等しく認むる處で速記錄にも明らかであるこの點に關しては恐らく、そう言はれる舊理事者と雖も認めざるを能はざる處であらう、而も之れを議題とする事に對しては否なりとする者もなく滿場一致を以て上提する事を可決し、讀會省略して直に採決に入つたのであつて舊理事者も裁決投票を行ひ滿場一致可決されたる事は何人も異論の存せぬ處である。故に之れを無効なりとする論據はそれこそ全然意義を爲さぬものである。

×　×　×

世に曳かれ者の小唄といふことがある。總會に於ける大衆の意向は既に諸般の手續を經て決定してゐるにも拘らず舊理事者はその非違不徳を會員大衆の前に陳謝してその罪を償はんとはせずして種々事を構へて牽强附會以て大衆の眼を眩まさんとしてゐる然しながら如何に彼等が焦慮するもその非を悔悟する日まで大衆は嚴然として飽まで彼等に對する天誅の鉾を納めるものではない(一九三四、二、四)

昭和九年二月七日印刷
昭和九年二月八日發行
發行所　神戸市林田區吉田町二丁目一〇〇
編輯發行人　北川薫

社團法人海員協會正會員殿

社團法人海員協會第二十八回定期總會

議長　大關源藏

役員處分決議案採決ノ件

昭和九年一月二十五日開催サレタル本協會第二十八回定期總會ニ上提サレタル役員處分ニ關スル決議案ノ表決投票ハ委任狀ニ疑義アルヲ以テ總會選出ノ審査委員ニ委囑シテ審査中ノ處一月三十日左ノ如ク審査ノ結果ヲ成規ニ報告ヲ受ケタリ

免黜ヲ可トスル者　一、八五二票

免黜ヲ否トスル者　四〇六票

依而右決議案ハ絶對多數ヲ以テ原案通リ可決確定サレタルニヨリ左記十一名ハ免黜サレタリ

右報告候也

記

尾崎麟太郎　三根正　西田新太郎　都竹要次郎　宮川義雄　松尾一郎　鈴木倉吉　工藤清次郎　有馬彌七　土田雅久　元廣昇